

広島県告示第八百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第七百号で認可した東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年一月二十二日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十七年広島県告示第七百号の事業地に、東広島市高屋町高屋東及び白市を追加する。